

事務連絡
令和3年11月26日

市内小中学校校長 殿
スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

沖縄県対処方針変更に伴う12月1日以降における部活動および スポーツ少年団等の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者は減少傾向が続いておりますが、今後も感染対策を徹底しながら取組んでいく必要がありますので、引き続き宜しく願いいたします。

部活動およびスポーツ少年団等の活動については、12月1日（水）から当面の間は下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 部活動およびスポーツ少年団等の活動について
沖縄県対処方針変更に伴う12月1日（水）からは、以下の条件のもと、活動できるものとする。
 - (1) 平日の活動は、早朝練習の時間を含めて2時間程度とする。
 - (2) 土日祝日は、3時間程度の練習とする。なお、土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
 - (3) 県内外の遠征（宿泊を伴う）や合宿は、感染症対策を十分に講じた上で行うこと。
 - (4) 練習試合や合同練習も上記「(2)」を遵守し実施できる。但し、移動時の感染症対策も十分講じること。※学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動等に参加しないこと。
- 2 部活動等前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団等の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。
- 4 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。